

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、次に掲げる部分を開示すべきである。

- 1 加害教員の年齢及び勤続年数
- 2 管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述
- 3 加害教員の反省文及び顛末書の内容のうち、客観的な事実に係る記述
- 4 被害児童生徒の保護者の学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言
- 5 被害児童生徒の負傷の程度及び入院の状況並びに加害教員以外の教員の氏名

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成26年12月1日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「①奈良県下の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成25年度までの保存分すべて）②教職員に係る係争中の争訟事件等の調査について（回答）のうち、体罰に係る懲戒処分等（文部科学省が行った調査に対する回答文書）（平成25年度分までの保存分すべて）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成27年1月27日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長より各都道府県・指定都市教育委員会教育員人事主管課長宛て平成26年9月5日付け事務連絡「公立学校教育員に係る人事行政の状況について（依頼）」に対して奈良県教育委員会が同省に提出した【様式1-3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（案）、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長より各都道府県・指定都市教育委員会教育員人事主管

課長宛て平成25年8月26日付け事務連絡「公立学校教育員に係る人事行政の状況について（依頼）」に対して奈良県教育委員会が同省に提出した【様式1-3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（案）、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長より各都道府県・指定都市教育委員会教育員人事主管課長宛て平成24年9月28日付け事務連絡「公立学校教育員に係る懲戒処分等の状況調査について（依頼）」に対して奈良県教育委員会が同省に提出した【様式3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（案）、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長より各都道府県・指定都市教育委員会教育員人事主管課長宛て平成23年9月28日付け事務連絡「公立学校の教育職員に係る懲戒処分等の状況調査について（依頼）」に対して奈良県教育委員会が同省に提出した【様式3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（案）、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長より各都道府県・指定都市教育委員会教育員人事主管課長宛て平成22年9月24日付け事務連絡「公立学校の教育職員に係る懲戒処分等の状況調査について（依頼）」に対して奈良県教育委員会が同省に提出した【様式3】懲戒処分等③（体罰に係るもの）（案）、事故報告書（勤務校：下市町立下市中学校 事故の種類：体罰 日時：平成21年4月10日（金）14時20分頃）、事故報告書（勤務校：御所市立葛城小学校 事故の種類：児童への体罰等 日時：平成23年10月6日）、橿原市立畝傍中学校から橿原市教育委員会に提出された「事故報告について」（平成24年5月10日付け）、桜井市教育委員会から提出された「Bと分類した事案の報告について」（平成25年4月16日付け桜教学第63号）、奈良市教育委員会から提出された「体罰に関する実態調査 ～Bと分類した事案についての補足メモ～」、大和高田市教育委員会から提出された「大和高田市立土庫小学校「いきすぎた指導」について（報告）」（平成25年4月26日付け大高教学第110号）、橿原市教育委員会から提出された内申書（平成24年4月19日付け橿教学第1059号）、斑鳩町教育委員会から提出された「斑鳩中学校教員の体罰について（報告）」（平成25年5月13日付け斑教総第221号）、橿原市立橿原中学校から橿原市教育委員会に提出された「陸上部顧問の体罰について（報告）」（平成24年7月17日付け橿中号外）、三宅町立三宅小学校長から三宅町教育委員会に提出された「本校職員の行き過ぎた指導について（報告）」（平成25年4月17日付け三小第番外号）、大和高田市教育委員会から提出された「市立小学校における体罰に関する報告」（平成24年7月31日付け）、生駒市教育委員会から提出された生駒台小学校で平成24年9月20日に起きた体罰経過書、生駒市教育委員会から提出された平成24年10月6日に起きた事案報告書、橿原市立畝傍中学校長から橿原市教育委員会に提出された「事故報告について」（平成24年10月16日付け）、大淀町立大淀希望ヶ丘小学校長から大淀町教育委員会に提出された「本校職員の生徒指導事案について」（平成24年10月25日付け大希小第186号）、橿原市教育委員会から提出された内申書（平成24年8月17日付け橿教学第2116号）、奈良県立王寺工業高等学校長から提出された「職員による生徒への体罰について（報告）」（平成24年9月24日付け秘王工高第9号）、御所市立御所

中学校長から御所市教育委員会に提出された「教員の行き過ぎた指導について（報告）」（平成24年11月30日付け）、下市町教育委員会から提出された下市町立下市小学校の児童指導に関わる事実経過書（平成24年11月30日付け）、三宅町立三宅小学校長から三宅町教育委員会に提出された「本校職員の行き過ぎた指導について（報告）」（平成25年4月17日付け三小第番外号）、生駒市教育委員会から提出された平成24年8月・9月に起きた教員のいきすぎた指導に係る生駒市立生駒中学校長の報告書、大和高田市教育委員会から提出された「体罰事象について（報告）」（平成25年2月6日付け大高教学第872号）、宇陀市教育委員会から提出された「行き過ぎた指導事案の発生報告について」（平成25年2月12日付け宇教総第2220号）、事故報告書（勤務校：橿原市立耳成西小学校 事故の種別：授業中の体罰 日時：平成25年1月31日（木） 午前11時50分ごろ）、大淀町立大淀中学校長から大淀町教育委員会に提出された「体罰に関する報告書」（平成25年3月15日付け）、御所市教育委員会から提出された「御所市立御所中学校講師における体罰について（内申）」（平成25年2月21日付け御市教学第222号）、天理市教育委員会から提出された「行き過ぎた指導（体罰）に関わる報告」（平成25年3月25日付け天教総第352号）、大和郡山市立郡山南小学校長から大和郡山市教育委員会に提出された「「行き過ぎた指導」について（報告）」（平成25年6月13日付け大郡南小第246号）、宇陀市教育委員会から提出された「行き過ぎた指導事案の発生報告について」（平成25年3月28日付け宇教総第2626号）、葛城市教育委員会から提出された「葛城市立学校教員による「B 行きすぎた指導」の内容と対応について」（平成25年5月）、大和高田市教育委員会から提出された「大和高田市立高田西中学校教諭における体罰について（内申）」（平成25年3月28日付け大高教学第1057号）、奈良県立桜井高等学校長から提出された「教員の体罰について（報告）」（平成25年3月25日付け桜高秘号外）、生駒市立光明中学校長から生駒市教育委員会に提出された「体罰について（概要報告）」（平成25年3月15日付け）、奈良県立添上高等学校長から提出された「職員の不祥事について（報告）」（平成25年10月18日付け添高秘第23号）、事故報告書（勤務校：奈良市立飛鳥小学校 事故の種別：体罰 日時：平成22年5月10日（月） 10時45分頃）

## （2）開示しない部分

- ア 加害教員の住所、生年月日、年齢、勤続年数及び学歴
- イ 加害教員の心情、評価及び処分に係る記述
- ウ 加害教員の反省文及び顛末書の内容
- エ 被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日
- オ 被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述
- カ 被害児童生徒の保護者の氏名及び住所
- キ 被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述
- ク 被害児童生徒その他の個人を特定できる記述

ケ 職員のメールアドレス

(3) 開示しない理由

ア (2) のアからクまで

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

イ (2) のケ

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成27年2月4日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成27年2月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

一部開示決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

本件異議申立ての理由は、以下のとおりである。

ア 条例第7条第6号非該当

今回一部開示を受けた行政文書（以下「本件文書」という。）の一部非開示の範囲は、条例第7条第6号、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判

決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件）及び平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）等に照らし、「公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報には当たらない。これら高裁判決は、兵庫県教育委員会における同種文書につき、こうした事務事業支障該当性を認めず、かえってそれを否定している（特に後者参照）。よってこの主張は失当である。またどのような情報が具体的にどのような支障をきたすのかにつき一切の説明を欠き、説得力も持たない。

#### イ 条例第7条第2号非該当

本件文書の一部非開示範囲は、条例第7条第2号、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件）及び平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）等に照らし、個人の識別可能性のないもの、または個人の権利利益を害するおそれのないものであり、違法な非開示部分を含むものである。

以下、具体的に指摘する。なおこれらは例示であり、同種の部分は全てにわたって違法である。

##### （ア）児童・生徒・保護者の意向・発言・見解等

最大の問題点は、被害児童・生徒・その保護者の意向・発言・見解等が一律に全面非開示とされている点である（大部分の本件文書に共通）。これらの情報の中に特定個人の識別ができる情報があるならば、他の部分同様、その箇所のみを非開示にすればすむはずであり、全面非開示にする以上、それはこの部分が全体として、条例第7条第2号にいう、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」に該当しなければならないことになる。しかるにこの条文が該当するのは、個人のカルテや未発表著作物、反省文や顛末書といったそれとして「個人の権利利益を害するおそれ」が具体的・現実的・一般的に認められ得るものに限られなければならない。むしろ体罰問題の経緯を示す、職務遂行情報の一環というべきものである。実際、上記高裁判決で扱われてきた兵庫県教育委員会の同種文書においては、こうした部分も保護者や児童生徒の個人識別性がなければ一般に開示されている。以上からこの部分の全面非開示は本件条例に反する違法なものである。

##### （イ）加害教員本人の意向・発言・見解等

（ア）と同様の文脈で、加害教員の発言が非開示とされている場合がある（平成24年4月19日付け橿原市教育委員会教育長作成成分など）。そうした発言は、反省文や謝罪文でない限り、職務遂行情報であり非開示は妥当でない。

##### （ウ）公務員の年齢・勤続年数等体罰行為関連情報

加害教員の年齢・勤続年数等が非開示とされている（大部分の本件文書に共通）。加害教員の年齢は、その性別などと同様、違法行為である体罰行為の属性に関わる情報である。違法行為が男性によってなされたか女性か、という情報と同様、未熟な若手教員によるものか、ベテランが行ったものか、は体罰問題を理解する上で重要な情報であり、兵庫県でも開示されている。勤続年数も同様であり、また年齢以上に職務遂行情報である。

(エ) 教員・校長等に対する「叱責」「注意」(?)などにすぎない部分

人事権者ではない市町教委の行った、公務員法上の懲戒処分ではない叱責と思われる部分も非公開とされている（平成25年4月16日付け桜井市教育委員長作成文書など）。最高裁の判例で公務員のプライバシーとされているのは公務員法上の懲戒処分にとどまり、このような事例まで非公開とされるべきではない。

(オ) その他

非開示とされているため、詳細は不明であるが、上記(ア)から(エ)までに相当する部分には当てはまらないが、個人識別情報にも当たらず、個人の権利利益を害するおそれもない部分がお存在するのではないかと疑われる。そのような部分が存在するならば、同様に違法であるので開示されるべきである。

以上より本件文書に対する一部非開示処分のうち、上記の理由に該当する部分は取り消されるべきである。

(2) 意見書

ア 個人の識別に関わる解釈について

説明書の非公開理由の最大の問題点は、結局、条例第7条第2号における「特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の解釈につき、「一般人」を基準とするのではなく、学校関係者など事情を知っている者を基準とし、それによって児童生徒が特定され得るのだとの主張である。しかしこれは最高裁判例違反である。

「特定の個人が識別することができる」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合を含む（モザイクアプローチ）。そのことは明文にも示されている。

他方、本件条例の趣旨等に鑑みると、モザイクアプローチによった場合でも、特定の個人を識別することが、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをい

い、特定の個人を識別することができる可能性があるというにすぎない場合を除く（大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件。（判例タイムズNo. 1254（2008. 1. 15）151頁））。

そして、上記「他の情報」とは、「一般人が通常入手し得る関連情報」との考え方が示されており（最高裁判決平成3年（行ツ）第18号同6年1月27日第一小法廷判決・民集48巻1号53頁）、学校関係者などといった特別の立場にある者を基準とすることは認められていない。またこの場合の関連情報とは、広く刊行されている新聞、雑誌、書籍や、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等をいい、特別の調査をすれば入手し得るかもしれない情報については「他の情報」に含まれない。また、上記関連情報と比較的容易に関連付けることができる場合でなければならないから、特殊な知識の持ち主が、熱意をもって長時間かけて上記関連情報と関連付けて検討を加えない限り、特定の個人を識別することができない場合には、「特定の個人が識別することができる」に当たらない。

このように裁判所が判断しているのは、「いわゆるモザイクアプローチについては、これを広く採用すると、本来開示すべき情報を非開示情報として扱うことになりかねない。本判決は、条例が前提とするのは一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、この方法によって特定の個人を識別することが相当の蓋然性をもってできる場合のみをいうとして、いわゆるモザイクアプローチによる識別可能性を相当程度限定している」ためである（前記判例タイムズNo. 1254（2008. 1. 15）135頁解説参照）。実施機関の理由説明書の非公開理由は、このような最高裁以下の司法の一貫した判断を無視するもので看過しがたい。

被害児童・生徒・その保護者の意向・発言・見解等が一律に全面非開示とされている点にこうした論理が使われているが、以上の理由から失当である。

#### イ 心情、評価、処分等の拡大解釈について

懲戒処分を受けた事実が記載されていればそれは判例上も公務員のプライバシーであるが、そこから「懲戒」「処分」等の文言記述自体すべてが同様に非公開事由となるわけではない。教員や児童生徒の「心情」「評価」等についても同様であって、個人識別がされない場合のこうした要件の該当性は、濫用可能性からしても厳格に解されるべきこと、異議申立書に記載のとおりである。実施機関の理由説明書ではこうした法の趣旨・解釈に対する誠意ある対応が見られない。

審査会においては、こうした形式的な説明に納得されることなく、インカメラ審理のできる立場に基づき、無用な非公開部分が存在するのではないかとの姿勢で、精査を願いたい。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 理由説明書

#### (1) 本件行政文書について

本件開示請求において開示を求められている文書は、「体罰事故報告書」及び「文部科学省が行った調査に対する回答文書」に区分される。実施機関は、それぞれについて、以下の考え方に基づき文書を特定し、本件決定を行ったものである。

#### ア 体罰事故報告書

- (ア) 実施機関は、学校で起きた体罰に関わる報告書が該当するため、開示対象とした。
- (イ) 保存期間は、実施機関において5年間と定めている。
- (ウ) 開示対象となる体罰報告書は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されている体罰に該当するあるいは該当するおそれのあるものについて、実施機関に提出された報告書である。
- (エ) 体罰報告書とは、小中学校では懲戒処分相当に関わっての市町村教育委員会からの報告書と、市町村教育委員会での事実上の措置（文書訓告、口頭厳重注意）をした報告書がある。
- (オ) 県立学校の体罰報告書は、懲戒処分相当及び事実上の措置（文書訓告、口頭厳重注意）に関わる報告書が存在する。
- (カ) 小中学校では市町村教育委員会が実施機関に提出し、県立学校では、県立学校が実施機関に提出した報告書である。
- (キ) 奈良県教育委員会事務局教職員課は、教職員の人事及び服務に関わる担当課であるため、体罰報告書を保有している。ただし、小中学校では、服務監督権者は市町村教育委員会であるが、懲戒処分を決定して発令するのは、実施機関である。
- (ク) 懲戒処分を発令するに当たり、市町村教育委員会及び県立学校からの内申に基づき、懲戒処分の量定等を決定する。その際の報告書の中に、体罰報告書がある。

#### イ 文部科学省が行った調査に対する回答文書

- (ア) 文部科学省が毎年、公立学校教員に係る人事行政の状況について調査依頼があり、その中に開示請求に該当する体罰に係る懲戒処分等の報告書がある。

(イ) 服務に関わる担当課が奈良県教育委員会事務局教職員課であり、教職員課から文部科学省に提出し、当該文書を教職員課が保有している。

(2) 不開示の理由について

ア 基本的な考え方

実施機関においては、懲戒処分を行った場合は、平成20年4月1日に作成した教職員懲戒処分の公表基準に基づき、所属名、職名、職員氏名、年齢、事案の概要、処分の内容及び処分日を公表している。ただし、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合又は児童・生徒に対して教育上特に配慮を要する場合はこの限りではない。

懲戒処分に関わって開示請求があった場合は、報道発表をした懲戒処分については所属名、氏名、懲戒処分及び概要を開示するが、懲戒処分後1年以上経過した場合は、所属名及び氏名は不開示としている。

本件開示請求は、懲戒処分に係る開示請求ではなく、体罰報告書に係る開示請求であり、体罰に関する情報は、公務員である教員の職務遂行に関する情報であると考え、体罰報告書のうち、加害教員の所属名、氏名等を開示することとした。

イ 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 加害教員の住所、生年月日、年齢、勤続年数及び学歴

加害教員の住所、生年月日、年齢、勤続年数及び学歴は、当該加害教員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は、公務員である教員に係る情報であるが、具体的な職務の遂行と直接関連を有する情報ではなく、教員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 加害教員の心情、評価及び処分に係る記述

加害教員の心情、評価は、個人の内心に関わる内容であり、当該教員の人格と密接に結びついた情報である。

また、加害教員が処分を受けたという情報は、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有する私事に関する情報というべきである。

したがって、加害教員の心情、評価及び処分に係る記述は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

(ウ) 加害教員の反省文及び顛末書の内容

加害教員の反省文及び顛末書の内容は、個人の内心に関わる内容であり、当該加害教員の人格と密接に結びついた情報である。

したがって、加害教員の心情、評価及び処分に係る記述は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

(エ) 被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日

被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日は、被害児童生徒の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

(オ) 被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述

被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述は、当該被害児童生徒の氏名等が不開示とされていることから、当該記述によって、直ちに被害児童生徒を特定できるわけではない。しかし、本件決定においては加害教員の氏名を開示していることから、これにより、被害児童生徒の範囲が一定程度限定されることになる。さらに、体罰事案は学校内部で発生していることから、被害児童生徒が誰であるかを既に知っている者がいることも考えられる。このような状況において特定の者が既に保有している情報又は入手可能な情報と当該記述を結びつけることによって、特定の被害児童生徒の心情、評価又は生活態様が明らかになることが考えられる。したがって、当該記述を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、当該情報のうち、被害児童生徒の心情については、個人の内心に関わる内容であり、被害児童生徒の人格と密接に結びついた情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

これらのことから、被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述は、条例第7条第2号に該当する。

(カ) 被害児童生徒の保護者の氏名及び住所

被害児童生徒の保護者の氏名及び住所は、被害児童生徒の保護者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号に該当する。

(キ) 被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述

被害児童生徒の保護者の心情、評価及び生活態様に係る記述は、当該被害児童生徒の保護者の氏名等が不開示とされていることから、当該記述によって、直ちに被害児童生徒の保護者を特定できるわけではない。しかし、

(オ) で述べたように本件決定においては加害教員の氏名を開示していることから、これにより、被害児童生徒の範囲が一定程度限定されることになる。さらに、体罰事案は学校内部で発生していることから、被害児童生徒が誰であるかを既に知っている者がいることも考えられる。このような状況において特定の者が既に保有している情報又は入手可能な情報と当該記述を結びつけることによって、特定の被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応が明らかになることが考えられる。したがって、当該記述を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、当該情報のうち、被害児童生徒の保護者の心情については、個人の内心に関わる内容であり、被害児童生徒の保護者の人格と密接に結びついた情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

これらのことから、被害児童生徒の保護者の心情に係る及び事故に対する対応に係る記述は、条例第7条第2号に該当する。

#### (ク) 被害児童生徒その他の個人を特定できる記述

被害児童生徒その他の個人を特定できる記述は、被害児童生徒その他の個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号に該当する。

#### ウ 条例第7条第6号の該当性について

職員のメールアドレスは、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

当該メールアドレスが公にされた場合、当該メールアドレスが実施機関の職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、当該メールアドレスは、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

## 2 口頭理由説明

体罰事案において、最も守られるべきは被害児童生徒とその保護者であり、その個人識別ができる情報は不開示にすべきである。

体罰事案が発生した場合、通常、学校で緊急保護者会が行われる。大きな学校であれば1,000世帯程度の家庭がその体罰事案を知ることになる。また、特定の事案の被害児童生徒の氏名が了知される状況が想定される。学校名と加害職員の氏名が開

示されると、事情を知る保護者であれば、どの件の話であるかは容易に想像でき、その時のやりとりや被害児童生徒の保護者の発言が開示されると、誰がどんな発言をしていたということが分かってしまう可能性がある。保護者にとっては、その発言が公にされるとは通常想定されておらず、そういった発言を開示することは、その保護者の権利利益を侵害するおそれがある。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、県内の公立小学校、中学校、高等学校等に係る体罰又は体罰に該当するおそれのある事案について、市町村教育委員会又は各学校長が調査等を行い、実施機関に提出した報告書（以下「体罰事故報告書」という。）及び文部科学省が毎年実施する公立学校教員に係る人事行政の状況についての調査に対する実施機関の回答のうち、体罰に係る懲戒処分等に係る部分（以下「回答文書」という。）である。

体罰事故報告書には、小中学校に係る事案である場合には、市町村教育委員会が実施機関に、県立学校に係る事案である場合には当該学校長が実施機関に提出しており、それぞれの体罰事案の加害教員及び被害児童生徒の氏名住所等、発生状況及び加害教員に対する処分等が詳細に記載されており、一部事案については加害教員に対する事情聴取記録、病院の診断書及び加害教員が作成した顛末書等が添付されていることが認められる。

また、回答文書には、各年度における各体罰事案が発生した学校の種類、処分の種

類、被害を受けた児童生徒の人数、体罰時の状況及び被害状況などが記載されている。

### 3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、  
「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、第2の2の（2）のアからクまでについては、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

#### （1）加害教員の住所、生年月日、年齢、勤続年数及び学歴

加害教員の住所、生年月日及び学歴については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、加害教員の住所、生年月日及び学歴は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

加害教員の年齢及び勤続年数については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

加害教員の年齢及び勤続年数は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、加害教員の年齢は、生徒との年齢差などに起因する教員と児童生徒との日常的な関係性や教員の指導力の程度と密接に関連しており、体罰事案を理解する上で重要な情報であると考えられることから、加害教員の職務遂行の内容に係る情報であると認められる。

また、加害教員の勤続年数については、教員経験の長短が児童や生徒に対する指導力等に影響すると考えられることから、加害教員の職務遂行の内容に係る情報であると認められる。

これらのことから、加害教員の年齢及び勤続年数は、同号ただし書ウに該当し、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(2) 加害教員の心情、評価及び処分に係る記述

加害教員の心情、評価及び処分に係る記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、加害教員の発言内容に含まれる当該加害教員の心情、加害教員に対する学校からの評価、加害教員に対する刑事手続に係る記述、加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置並びに校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述が不開示とされていることが認められた。

ア 加害教員の発言内容に含まれる当該加害教員の心情、加害教員に対する学校からの評価、加害教員に対する刑事手続に係る記述

これらの記述については、本件決定において既に開示されている氏名と一体として、当該加害教員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、加害教員の心情及び評価に係る記述については、個人の内心に係る情報及び個人の評価に係る情報であるため、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。また、刑事手続に係る記述については、教員の職務遂行の過程において発生した体罰に起因したものであるものの、教員個人の私事に関する情報であると考えべきであり、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

次に、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討すると、加害教員については、本件決定において既に氏名が開示されているため部分開示の余地はない。

これらのことから、当該記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述並びに校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述

加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述並びに校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述については、本件決定において既に開示されている氏名と一体として当該加害教員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ

に該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述については、公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させるものであり、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

しかし、校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述については、体罰という非違行為を行った場合、教育現場において、管理監督者が加害教員に対して指導を行うことは、職務上の行為として通常想定されることであることから、当該加害教員の行った職務遂行の内容に係る情報に該当する。

次に、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件決定において、既に加害教員の氏名が開示されているため部分開示の余地はない。

これらのことから、加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するが、管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

### (3) 加害教員の反省文及び顛末書の内容

加害教員の反省文及び顛末書の内容は、本件決定において既に開示されている氏名と一体として、当該加害教員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについては、当該情報には、体罰事故が発生するに至った経緯又は体罰事故が発生した後の経過等の客観的な事実に係る記述が含まれていることが認められ、当該記述については、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当する。

しかし、加害教員の反省文及び顛末書の内容のうち、客観的な事実に係る記述以外の記述については、加害教員の心情を述べたものであり、個人の内心に係る情報であるため、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

次に、客観的な事実に係る記述以外の記述について、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件決定において、既に加害教員の氏名が開示されているため部分開示の余地はない。

これらのことから、加害教員の反省文及び顛末書の内容のうち、客観的な事実に係る記述以外の記述については、条例第7条第2号の不開示情報に該当するが、客観的な事実に係る記述については、同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

### (4) 被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日

被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### (5) 被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述

被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、被害児童生徒の心情、被害児童生徒に対する教員からの評価、被害児童生徒の家族構成及びしつけの状況等の家庭環境に関する記述、被害児童生徒の病気及び障害に係る記述が不開示とされていることが認められた。

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と規定している。

上記の「他の情報」について、異議申立人は、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報であると主張している。

しかし、開示請求の請求主体には何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件事案は、学校内で発生した体罰事案に関するものであるため、「他の情報」には、同級生、保護者その他の関係者(以下「学校関係者」という。)が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の家族構成及びしつけの状況等の家庭環境に関する記述については、本件決定で学校名や加害教員名が既に開示されているという状況においては、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害児童生徒を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、諮問実施機関の説明によると、学校関係者の中には被害児童生徒の氏名を既に了知している者が相当数存在するとのことであり、被害児童生徒の心情、被害児童生徒に対する教員からの評価に係る記述が公にされると、その者にとっては、特定の被害児童生徒に関する新たな情報を了知することになることが考えられる。

そして、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の心情、被害児童生徒に対する教員からの評価については、被害児童生徒の氏名を既に了知している者にとっては当該の被害児童生徒に関する新たな情報を了知することになるため、「他の情

報」と一体として特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の病気及び障害に係る記述については、個人の機微に触れる情報であることから、同号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、また同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### (6) 被害児童生徒の保護者の氏名及び住所

被害児童生徒の保護者の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、被害児童生徒の保護者の氏名及び住所は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### (7) 被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述

被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、被害児童生徒の保護者の心情、補償についての要望、特定の個人に係る職務上の身分に関する要望、学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言が不開示とされていることが認められた。

前述のとおり、学校関係者の中には被害児童生徒の氏名を既に了知している者が相当数存在するとのことであり、被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述が公にされると、その者にとっては、特定の被害児童生徒の保護者に関する新たな情報を了知することになることが考えられる。

そして、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の保護者の心情、補償についての要望、特定の個人に係る職務上の身分に関する要望については、被害児童生徒の保護者が教員に対する不信感を率直に述べた内容又は教員との信頼関係に基づいてその心情を話した内容であり、被害児童生徒の氏名を既に了知している者にとっては当該被害児童生徒の保護者に関する新たな情報を了知することになるため、「他の情報」と一体として特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

しかし、不開示とされた情報のうち、学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言については、学校関係者に既に了知されていると考えられる情報又は了知されていないものの了知されることが通常想定されると考えられる情報であると認められる。

これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められないため、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当しない。また、公にされることにより、被害児童生徒の保護者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、同号本文後段に掲げる情報にも該当しない。

以上のことから、被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述のうち、被害児童生徒の保護者の心情、補償についての要望、特定の個人に係る職務上の身分に関する要望については、条例第7条第2号の不開示情報に該当するが、学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言については、同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### (8) 被害児童生徒その他の個人を特定できる記述

被害児童生徒その他の個人を特定できる記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、被害児童生徒の負傷の程度及び入院の状況、被害児童生徒の所属部活動における立場及び所属部活動を開示した状況の下での所属学級、被害児童生徒以外の児童生徒の氏名、当該児童生徒に対する評価、被害児童生徒の保護者の職業が分かる記述及び勤務時間、加害教員以外の一部の教員の氏名等が不開示とされていることが認められた。

これらの記述のうち、児童生徒の病気や障害の状況、所属部活動における立場、所属部活動を開示した状況の下での所属学級、被害児童生徒以外の児童生徒の氏名及び当該児童生徒に対する評価、被害児童生徒の保護者の職業が分かる記述及び勤務時間については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、これらの記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

しかしながら、被害児童生徒の負傷の程度及び入院の状況については、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。さらに、加害教員以外の教員の氏名については、公にすることが予定されている情報であると考えられる。

したがって、これらの記述は条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

#### 4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。実施機関は、職員のメールアドレスについては、条例第7条第6号に該当するとしているので、以下検討する。

職員のメールアドレスは、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業

に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

当該メールアドレスが公にされた場合、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、当該メールアドレスは、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

## 5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日                     | 審 査 経 過                              |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 平成27年 2月19日               | ・ 実施機関から諮問を受けた。                      |
| 平成27年 4月 9日               | ・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。                |
| 平成27年 4月20日               | ・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。                 |
| 平成28年 8月31日<br>(第198回審査会) | ・ 事案の審議を行った。                         |
| 平成28年 9月16日<br>(第199回審査会) | ・ 事案の審議を行った。                         |
| 平成28年10月28日<br>(第200回審査会) | ・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。<br>・ 事案の審議を行った。 |
| 平成28年12月 2日<br>(第201回審査会) | ・ 答申案のとりまとめを行った。                     |
| 平成28年12月19日               | ・ 実施機関に対して答申を行った。                    |

(参 考)

本件答申に關与した委員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名              | 役 職 名                            | 備 考  |
|------------------|----------------------------------|------|
| いろめ よしお<br>以呂免義雄 | 弁護士                              | 会長代理 |
| くぼ ひろこ<br>久保 博子  | 奈良女子大学研究院生活環境科学系<br>教授（住生活・住環境学） |      |
| こたに まり<br>小谷 真理  | 同志社大学政策学部准教授（行政法）                |      |
| のだ たかし<br>野田 崇   | 関西学院大学法学部法律学科教授<br>（行政法）         | 会 長  |
| ほそみ みえこ<br>細見三英子 | 元産経新聞社記者                         |      |

(平成28年12月19日現在)

前委員

(敬称略)

| 氏 名                 | 役 職 名                         | 備 考          |
|---------------------|-------------------------------|--------------|
| みなみがわ あきひろ<br>南川 諦弘 | 大阪学院大学大学院法務研究科教授<br>（行政法）、弁護士 | 平成28年9月30日退任 |